

# 躍動

社報タイトル「躍動」は社内で掲げる2024年の標語です。

No. 212

## 3月の税務

発行責任者 / 小林 政 仁

発行日 / 2024年2月1日

●会計 ●相続 ●経営コンサルティング

**小林合同会計**

代表社員 税理士 小林 政 氏 代表社員 税理士 小林 政 仁  
税理士 須賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

### ●3月11日

1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ●3月15日

2. 前年分贈与税の申告  
申告期間・・・2月1日から3月15日まで
3. 前年分所得税の確定申告  
申告期間・・・2月16日から3月15日まで
4. 所得税確定損失申告書の提出
5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
6. 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限・・・5月31日
7. 個人の青色申告の承認申請  
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

### ●4月1日

9. 個人事業者の前年分の消費税及び地方消費税の確定申告
10. 1月決算法人の確定申告  
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
11. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)
12. 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)
13. 7月決算法人の中間申告  
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
14. 消費税の年税額が400万円超の4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税及び地方消費税)
15. 消費税の年税額が4,800万円超の12月, 1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税及び地方消費税)

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

## 川崎大師・新年会

恒例行事の「川崎大師への祈願」及び「中間決算報告会」を行いました。



お護摩祈願、交通安全祈願を行ったのち、各部門・委員会の目標及び方針を発表、「良い会社とは何か？」をテーマにグループに分かれてディスカッションをしました。

協力して課題を話し合う事で、自主的に考え、かつ、多様な意見を得る機会となり、今後の行動・意思決定に基づく貴重な経験となりました。

## 災害に強い街づくりを

河川 大和



年始早々、石川県の能登半島で地震が発生し、大きな被害をもたらしました。年始に大きな地震が起きるなんて誰が想像できたでしょうか。

私たちには、地震がいつどこで発生するか予測ができませんが、過去の被害から学び対策を講じることは可能です。

SDGsの「目標11.住み続けられるまちづくりを」では、包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現すると示されており、このターゲットの中では、水関連などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らすことが求められています。

能登半島地震では建物の倒壊や火災が多数見受けられ、大地震が起きても壊れにくい建物や、火災が広まりにくい建物を増やすこと、救急車や消防車が活動しやすいように道路などを整備することといった対策が万全ではなかったと考えられます。

また、災害の対策を国や自治体だけに任せるのではなく、一人一人が災害に関する対策を理解し、防災の意識を高めること、企業は災害後も経済が滞ることがないように事業継続計画(BCP)の策定をすることなどが重要となります。

このような自然災害の対策を講じることでSDGsの目標達成へと近づき、このSDGsの目標達成が、私たち自身の命を守ることになります。

いま一度、万全な災害対策が講じられているか周りの人と確認してみたいか。

